

議案第36号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成12年3月10日

三朝町長 吉田 秀 光

平成12年3月22日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和45年三朝町条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条中「375人」を「366人」に改める。

第4条第1号を次のように改める。

(1) 成年被後見人又は被保佐人

附 則

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)による改正前の民法(以下「旧法」という。)の規定による禁治産の宣告を受けた禁治産者は、改正後の民法(以下「新法」という。)の規定による後見開始の審判を受けた成年被後見人とみなす。

